

2005年 野國總管甘藷伝来400年祭

広報

カ'でる



### 今月の主な内容

- 飛行場周辺まちづくり
- 構想策定事業がスタート 2P
- 藍授褒章受章祝賀会 4P
- トピックス 6~7P
- 税に関する高校生の作文 8P
- お知らせ、その他 9P~

第400号  
2004年 3月

## 平成15年度善行青少年表彰式

嘉手納町青少年健全育成推進会



嘉手納町ホームページアドレス <http://www.town.kadena.okinawa.jp>

嘉手納町の人口／男：6,879人 女：7,001人 合計：13,880人 (4,888世帯)

\*出生／12人 \*死亡／13人 \*転入／34人 \*転出／58人 前月との比較 [-25人] (平成16年2月1日現在)

# 「嘉手納町飛行場周辺まちづくり構想策定事業がスタート」

現在、本町は、新町・口一

です。

タリー地区の再開発事業（沖繩米軍基地所在市町村活性化特別事業）が動き始めるなど、まちづくり事業が展開されています。

町の活性化を目指す様々なまちづくり事業が展開されています。

地区内に散在する未利用地を有効活用したまちづくりを進めることとする。

地区の魅力と活力の向上

につながるまちづくり

対象地区一帯に対する町民の印象は、訪れる頻度や騒音

想が策定されました。

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

を想定し、子どもから高齢者、市民から外国人に至る全ての人々にやさしいまちづくりを進めることとする。

地区内に散在する未利用地を有効活用したまちづくりを進めることとする。

地区の魅力と活力の向上

につながるまちづくり

対象地区一帯に対する町民の印象は、訪れる頻度や騒音

想が策定されました。

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

の府内検討会をそれぞれ開催し、平成十五年三月末には基本構

りを専門とする大学の先生方

や町内各種団体の代表で構成する検討委員会及び役場内部

りを進めるとともに、観光関連機能等の町内他地区にはみられない機能を有する役割を担う地区として位置づけるなど以上の基本方針に基づき、同事業が推進されることになります。

基本構想策定後の平成十五年十一月二十五日には、住民説明会を開催。周辺地域住民に対し、同事業の概要説明と意見交換会が行なわれました。

現在、嘉手納町では、嘉手納ロータリーを中心タウンセンターコアゾーン（中核地）構想が進んでおり、本町のコアゾーン（中核地）として商業・業務機能の拡充

が推進するマルチメディアタウン構想を受け、比謝川沿いのイユミーバンタ地区では、

本町のコアゾーン（中核地）として商業・業務機能の拡充



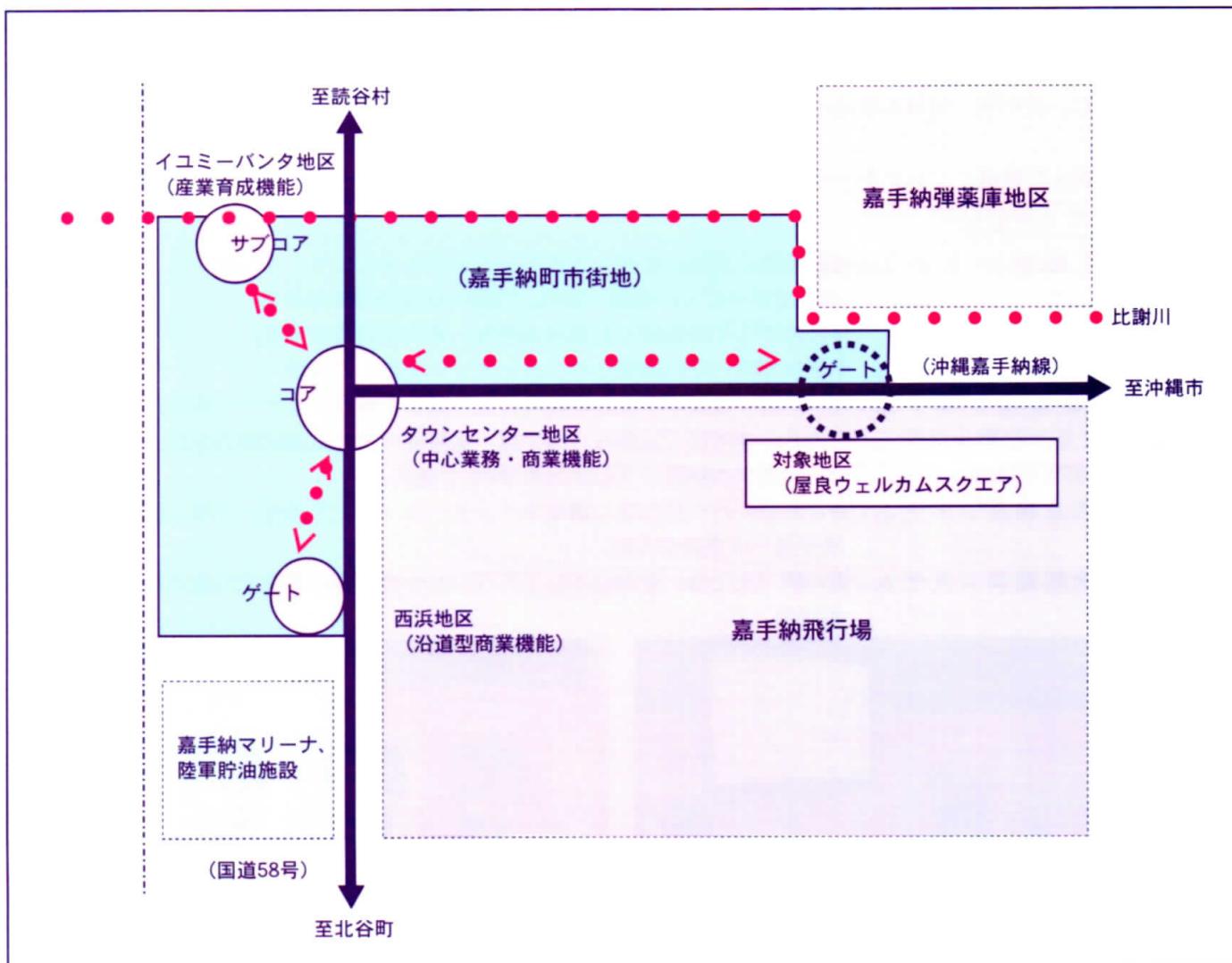
# ワークショップ(研究会)を開催

本町が、平成十四年度から進めている「嘉手納町飛行場周辺まちづくり構想策定事業」のワークショップが昨年十二月十四日と二十一日に嘉手納町役場で行なわれました。

これは、町内の各組織・団体・自治会等から十八人の方々に参加してもらい、それぞれの立場からの意見やアイディアの集約を行い、整備検討地区の基本計画の策定に活かしていこうと行なわれたものです。二日間のワークショップでは、参加者から様々な検討地区における具体的な機能の提案がなされ、自由闊達な論議が行なわれました。



## ■嘉手納町の都市構成



## 嘉手納町地域イントラネット基盤施設整備事業開始式

現在、嘉手納町では、「ひと 未来かがやく交流のまち嘉手納」を将来像に掲げ、まちの再開発事業と同時にマルチメディアタウン構想を推進し情報通信産業の誘致と地域の情報化に取り組んでいます。

情報通信産業の誘致につきましては、嘉手納コールセンターや嘉手納マルチメディアセンターなど中核となる施設が完成し、町内には十社の情報通信関連企業が立地、300人余の雇用の場ができるなど順調に展開しています。

地域の情報化につきましても、平成12年度から郵政省補助事業による地域インターネット事業などを推進してきております。今年度におきましても、総務省の補助事業を受けての地域イントラネット基盤施設整備事業が完了し、去る1月14日には、同事業の運用開始式が町役場で行われました。

この事業は、町役場内に「情報センター」を整備するとともに、町内の主要な公共施設を光ファイバーで接続、インターネット技術を使った高速地域情報通信ネットワークを構築し、住民向けWeb配信を前提としたデータの管理を行うものです。また、各拠点及び各学校で映像による双方向配信を実施し、嘉手納町マルチメディアセンターの設備とも結合することにより、施設の有効活用及び地域住民の生涯学習活動にも活用させることを目的に行われるものです。

町長を始め関係者によるテープカットで開始された式で、宮城篤実町長が「今、政府では国を上げて、eジャパン構想に基づく電子化を進めております。この地域イントラネット基盤整備が本町における電子自治体の推進とともに、地域の情報化に大きく寄与するものと期待しております」とあいさつしました。また、来賓の渡辺信一総務省沖縄総合通信事務所長から「嘉手納町の地域イントラネット基盤施設整備が完了し、本日、運用開始式が迎えられましたことをお喜びもうしあげます。当町におきましては、ITによる町づくりを目指して、マルチメディアタウン構想を推進し地域の情報化、そしてマルチメディア関連企業の誘致に取り組まれております。また、今回の事業では、地域情報の共有化と人材育成が施策の中心に位置付けられております。このような事業がみなさんの智恵で着実に成果をあげられますよう期待しております。今回、嘉手納町を始め本事業の実施にご尽力されました関係者の皆様に改めて敬意を表しますとともに、嘉手納町の今後のITによるまちづくりが一層進められることを祈念いたします」と祝辞が述べられました。その後、役場と屋良小学校、総合福祉センターをつなぎデモンストレーションが行われ開始式は終了しました。

基盤整備を終えた地域イントラネット事業は、今後、次のような提供サービスなどが予定されています。

### 提供サービス（予定）

行政情報提供システム：福祉施設、病院に情報入力端末を設置する事により、インターネットを通しての福祉サービスの相談、案内。同様に防犯情報の提供等。

学校教育システム：学校間でITを活用した教材の共有、共同作成等が可能。

学級情報提供システム：学級新聞等の学級情報をインターネットを使って配信

図書館蔵書検索システム：町内の各学校及び中央公民館図書室の蔵書をネットを使って検索。

TV会議双方向学習システム：町内外の学校間で遠隔双方向学習、保健室における遠隔健康相談。

公共施設予約状況確認システム：町内の各公共施設の予約状況をWebで提供。

地域行事相互確認システム：各自治会の行事日程等の情報をインターネット上で共有、円滑な日程調整と地域住民への連絡が可能。

産業支援情報提供システム：道の駅「かでな」を中心としてイベントや特産物、市場その他の地場産業の情報提供。





沖縄県議会議員 宮平永治氏  
藍綬褒章受章祝賀会を開催



感謝の言葉を述べる宮平氏

謝申し上げます。今から八年前、宮平氏は、嘉手納町というより沖縄県を代表する人材として県議会に初当選なさいました。

現在、期待に違わぬご活躍を県議会でなされていることは、皆様ご承知のとおりであります。

これからも、この受章を糧に県政発展のため、またこの嘉

手納町のためにご尽力いただき、私どもの期待にしつかりとお応えいただけるものと確信し

てあります」とあいさつしました。また、宮平永治氏からは「ご臨席をいただきました。皆さん、本日は誠にありがとうございました。これまでの人生の中で、これほど感激をし、感動した日はございません。

宮平永治氏のこの度の受章は、昭和四十八年に嘉手納町議会議員に初当選して以来、県議会議員として活躍中の現在まで、幅広く地域の発展に力を尽くしてきたことが認められたものです。祝賀会には、宮平氏の受章を皆で祝おうと多くの方々が参加しました。

元沖縄県副知事や村山盛信元県議会議員からお祝いの言葉が述べられた後、楽しい宴の場となり、国直郷友会の古典演奏や西区婦人会などの余興が繰り広げられ、宮平永治県議会議員の受章を参加者全員で祝いました。

道半ばであります。自らを修練磨しながら、これからも県政発展のために全力を尽くして頑張っていきたいと思います」と感謝の言葉が述べられました。



## 平成十五年度の善行青少年を表彰



を助け、また、社会においてはボランティアなどに一生懸命頑張ってきたことが認められました。どうかこれからも、先生方や父母などの指導、助言をうけながら善行を続け、立派な人格を形成して「いつください」と激励の言葉が述べられました。

そして、受賞者を代表して嘉手納高校三年生の花城勝太

青少年の健全育成を図ることを目的に、その行動が他の模範となると認められた平成十五年度の嘉手納町善行少年の表彰式が、去る一月十八日、東区コミュニティセンターで行われました。表彰式では、下地セツ子青少年センター所長から、一〇人の児童、生徒一人ひとりに、しっかりと表彰状と図書券が手渡されました。

表彰式後、知念正直教育委員長から受賞者に対し「この表彰は、皆さん、学校においては友達を助け、家庭においては、お父さんやお母さん

をいたしました。表彰を受けた子ども達は、全員が目を輝かせ、自信と喜びの表情を満面にうかべていました。

表彰を受けた子ども達は、全員が目を輝かせ、自信と喜びの表情を満面にうかべていました。

## 平成15年度善行青少年表彰

嘉手納町青少年健全育成協議会



- ◆玉代勢 恵 奈（レイナ）  
嘉手納小学校五年  
島袋菜未（ナミ）
- ◆仲村 龍也（タツヤ）  
嘉手納小学校六年  
嘉手納小学校六年  
伊禮巧真（タクマ）  
嘉手納小学校六年  
嘉手納小学校六年  
伊波夏海（ナツミ）  
嘉手納小学校六年  
嘉手納中学校三年  
花城勝太（ショウタ）  
嘉手納高等学校三年  
嘉手納高等学校三年  
成底優希（ユキ）  
嘉手納高等学校三年  
◆花城禎彦（ヨシヒコ）  
嘉手納高等学校三年  
◆亀島洋平（ヨウヘイ）  
嘉手納小学校六年  
◆古謝和也（カズヤ）  
嘉手納小学校六年  
◆伊波和也（カズヤ）  
嘉手納小学校六年  
◆島袋菜未（ナミ）  
嘉手納小学校六年  
◆仲村龍也（タツヤ）  
嘉手納小学校六年  
◆玉代勢恵奈（レイナ）  
嘉手納小学校五年

※平成十五年度  
善行青少年受賞者

## 「道の駅 かでな」多目的広場で フリーマーケット

町民の皆さん、昨年オーナー

プロした「道の駅 かでな」の多目的広場で、今年一月より、毎週日曜日の午前九時からフリーマーケットが開催されています。

このフリーマーケットは、このを存知でしょうか。

今年一周年を迎える道の駅を活性化を図るために、テナント会が企画したものです。現在は、二店舗のみの出店となっていますが、古着や小物などの販売が行なわれています。

起きをして「道の駅 かでな」二店舗のみの出店となっていますが、古着や小物などの販売が行なわれています。皆さん、日曜の朝、少しだけ早く立ち寄ってみませんか。

外な掘り出し物が見つかるかも。

なお、テナント会では、三月までの短い期間ではあります。が、地域振興のため、婦人会や老人クラブなどの各団体にもフリーマーケットへの出店を呼び掛けてあります。

お問い合わせ先

九五七一五一〇九  
(テナント会)



## 球春！間近

### －湘南シーレックス春季キャンプ－



と激励のあいさつをしました。

これに応え、新監督の岩井隆之監督が「この十分な施設を利用して大いに鍛え、また、

イースタンリーグでも大いに暴れ、一人でも多くの選手をベイスターズへ送り出していきたい」と述べました。

また、選手を代表して七野智秀選手

からは「この素晴らしい環境と気候の中で、自らを十分鍛え、

一シーズン戦える体と技を作

ついていきたい」と決意の言葉

が述べられました。

十一日には、同球場で町内の中学校野球部や少年野球チームを対象に少年野球教室が

毎年、恒例となつた湘南シーレックスの春季キャンプが、今年も二月十日から二十三日まで

嘉手納野球場を拠点に行なわれました。

初日の練習開始を前に、多くの関係者が参加して行なわれた歓迎セレモニーでは、宮城篤実

町長が「シーレックスの皆さんようこそおいでくださいました。冠を勝ち取るための原動力と町を上げて心から歓迎いたしました。皆さんには、この地で鍛えられた力と技、そして精神力をベイ

スターズで生かせるように頑張つていただきたいと思います」

開かれ、子ども達との交流が図られました。

このキャンプがシーレックスの選手達にとって、秋の栄

このまつりは、「楽しく集い語らい 交流する」をテーマに、門では、各サークルのクラシ

## 第七回「東区文化祭」を開催

去る二月十四日、十五日の

両日、第七回「東区文化祭」

が東区コミュニティセンター

で開催されました。

これは、東区区民が文化祭

を通して地域の文化に貢献し

併せて区民の親睦を図ること

を目的に開催しているものです。

会場となつたコミュニティ

センターには、区民（児童・

生徒も含む）から応募した絵画、

手芸、書道などの作品の他、

家庭菜園による農産物や漬物

など多種多様な作品が展示され、

訪れた人々の目を楽しませま

した。また、センター前の駐

車場では婦人会会員の手づく

りのせんざいやジユウシーガ

ふるまわれ、区民にとっては、

週末の楽しい憩いの場となり

ました。



## 「中央公民館ふれあいまつり」を開催

中央公民館で活動する各講座・

教室、各サークルが平成十五

年度の成果を展示発表し、広

く町民に紹介するとともに、

町民が相互に交流することで、

公民館活動が一層充実発展す

ることを目指し開催されたも

のです。

会場の各フロアやホールには、

押し花サークルや陶芸サーク

ルなどの作品が数多く展示され、

訪れた人々はその見事な出来

栄えに見入っていました。

七日に行われた舞台発表部

このまつりは、「楽しく集い

方言で語る楽しい話しに笑い

声が起きるなど、公民館に訪

れた人々には、楽しい時間と

会場から溢れるほどに多くの

観客が詰め掛け、安盛さんの

ソクバレーや琉舞、婦人連合

による手づくりファッショ

ンシヨーなど多彩な演目が披

露され、まつりを賑やかに盛

り上げました。また、八日には

吉田安盛さんの記念講演には、

開催された郷土芝居の俳優、

会場から溢れるほどに多くの

観客が詰め掛け、安盛さんの

ソクバレーや琉舞、婦人連合

による手づくりファッショ

ンシヨーなど多彩な演目が披

露され、まつりを賑やかに盛

り上げました。また、八日には

吉田安盛さんの記念講演には、

開催された郷土芝居の俳優、

会場から溢れるほどに多くの

観客が詰め掛け、安盛さんの

ソクバレーや琉舞、婦人連合

による手づくりファッショ

ンシヨーなど多彩な演目が披







# 年金だより

## 新成人の皆さん 国民年金の加入 手続きをしましょう

国民年金は、国が責任を持つ

つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む二十歳から六十歳までの人人が加入するこ

とになっています。自営業者、学生などは第一号被保険者に、

サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入するこ

が負担しています。  
国民年金は、老後の所得保

障だけではなく、病気やけが

え手が亡くなられたときにも

年金を支給し、思いがけない

人生の「万一」もサポートし

ます。

同時に第二号被保険者に、第

二号被保険者に扶養されてい

る配偶者は第三号被保険者に

なります。

加入手続きは、第一号被保

険者は市区町村役場で、第三

号被保険者は配偶者の勤務先

などを経由して行います。第

二号被保険者は厚生年金保

などの加入手続きに合わせて

行うので、個別の手続きは必

要ありません。

第一号被保険者、第三号被

保険者の方は自分で手続きす

る必要があります。二十歳になつたら忘れずに手続きして

ください。

手続きについては町役場国

民年金係へお問い合わせ下さい。  
TEL九五六一一一一

(内線一四七)

国民年金などの公的年金は、  
やがて必ず訪れる長い老後の  
収入を約束してくれる唯一の  
年金制度です。年金額は物価  
スライドし、何歳まで生きよ  
うとも生涯にわたり支給され  
るので安心です。

このようなことができるのは、  
国民年金が、すべての人が加  
入する社会保険方式をとり、  
働く世代の保険料で高齢世代  
の年金を賄う仕組みをとつて  
いるからです。また、年金を

支払う費用の三分の一は、国

## 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び 固定資産課税台帳の閲覧について(お知らせ)

納税者の皆さん方が土地や家屋の評価額を比較し、自ら土地や家屋の評価額の適正さについて検討していただくため、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を下記のとおり行いますのでお知らせします。

なお、平成16年度納税通知書の発送は、4月1日の予定です。

縦覧対象者 土地及び家屋に対して課する固定資産税の納税者  
(納税者の代理人として委任状を持参したものを含む)

縦覧期間 平成16年4月1日～4月30日  
(午前8時30分～午後5時まで 土日祝日を除く)

縦覧場所 嘉手納町役場 税務課



また、固定資産課税台帳の閲覧も年間を通し行っています。閲覧制度とは、納税義務者が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分の確認や借地人・借家人等に対して使用又は収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするための制度です。

閲覧期間 平成16年4月1日～翌年3月31日 (午前8時30分～午後5時まで 土日祝日を除く)

閲覧場所 嘉手納町役場 税務課

※縦覧・閲覧される方は、本人を確認するための書類が必要になります。

- 本人であることが確認できる書類(運転免許証、納税通知書、課税明細書、身分証明書、パスポート、健康保険証、年金手帳等)のいずれかを持参して下さい。
- 閲覧される方で、借地人、借家人等においては、当該資格を証する書類(賃貸借契約書、領収書等)及び本人であることが確認できる書類

問い合わせ先

嘉手納町役場 税務課 資産税係 TEL 956-1111 (内線136、137、138)

# 教えて！国民健康保険 vol.2



花子さん  
24歳

Q：私、ずっと求職活動中で、働いてないの。  
お給料もらってないから、申告ってしなくても  
いいかしら？？

A：町・県民税の申告は義務です。所得が無くても、申告しましょう。未申告  
のままでいると、課税の面でも給付の面でも不利になることがあります。

※花子さんの例を見てみましょう。

花子さんの国保税（未申告）

平等割	¥20,000
均等割	¥16,000
所得割	未申告
資産割	¥0
計	¥36,000

申告

花子さんの国保税（所得0で申告）

平等割	¥20,000
均等割	¥16,000
所得割	¥0
資産割	¥0
計	¥36,000

でも！！

花子さんは所得を0と申告したので、6割軽減（総所得33万以下の世帯）に該当します。よって

平等割	¥20,000 - ¥12,000 = ¥8,000
均等割	¥16,000 - ¥9,600 = ¥6,400
所得割	¥0
資産割	¥0
計	¥14,400（軽減後の税額）

申告をきちんとしていれば

¥36,000 - ¥14,400 = ¥21,600も減額されます。

軽減は6割軽減（総所得33万円以下の世帯）

4割軽減（総所得33万円+24万5千円×  
(被保険者-1)以下の世帯）

があり、平等割・均等割の二つが軽減されます

※給付の面では？？花子さんの例で見てみましょう。

花子さんが入院しました（未申告）

未申告世帯は所得の把握が出来ないため、  
病院窓口での自己負担額が高く設定され、  
上位所得者の基準で判定します。

花子さんが入院して払った医療費 ¥100,000

申告

上位所得者は

139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1  
%を超えない限り高額療養費の払戻しを受け  
ることができます。

よって、花子さんは自己負担額を超えて  
いないため、払戻しを受けることができま  
せん。

花子さんが入院しました（所得0で申告）

花子さんは所得を0と申告したので、住民税非課税に該当し、病院窓口での自己負担額は非課税世帯の  
基準で判定します。

花子さんが入院して払った医療費 ¥100,000

住民税非課税世帯は 35,400円

を超えると高額医療費の払戻しを受けられます。

よって、花子さんは

100,000円 - 35,400円（自己負担額） = 64,600円  
となり、64,600円の払戻を受けることができます。

**申告期間を守って、しっかり申告しましょう！！！**



## 保健師だより

# 結核から身を守るため！

結核は今も日本最大の感染症です：世界結核デー 3/24

### ◆結核ってどんな病気？◆

\*結核菌を吸い込むことによってうつります

たんの中に結核菌を出している結核患者が咳やくしゃみをする時に出る「しぶき」に含まれる結核菌を吸い込むことによってうつります（必ず結核患者全てが菌を出すわけではありません）。

\*結核に感染しても発病する人は10人に1人くらい

結核に感染しても80～90%の人は免疫の働きで発病しないですが、10～20%の人は発病します。感染して1～2年で発病する場合と、何年もたって身体が弱ったときに発病する場合があります。しかし平成14年度の新規登録患者数は県294人（うち中部福祉保健所管内99人）であり、決して過去の病気とは言えません。

\*初期症状はかぜに似ています

結核菌が増えると、その場所に炎症を起こし、咳・たん・発熱、だるさ等風邪症状に似た症状が出来ます。さらに病気が進むと咳や痰に混じって結核菌が空気中に吐き出されるようになり、肺の破壊によって血痰や胸の痛み、呼吸困難等の症状が出てきます。結核の症状の出方には個人差があります。咳が無くても次のような症状があらわれた場合には必ず検査を受けましょう。

・痰または血痰・だるさ・胸の痛み・発熱・やせる

### 健康相談日の案内

*総合健康相談	毎週木曜日	午前9:00から午前11:30 町役場保健師室
*出張相談A	毎月第2・第4月曜日	午前9:30～午前11:00 総合福祉センター4階機能訓練室
*出張相談B	毎月第1火曜日	午前9:30～午前11:00 中央区コミュニティセンター
*総合栄養相談	毎月最終火曜日	午前9:00～午前11:30 町役場保健師室

ご寄付  
ありがとうございます

### ◆人材育成会へ

\*字嘉手納44-1 金城美津子様より 故夫 宏正様の香典返しとして 10万円

\*横浜ベイスターズ様より 指定寄付として 30万円

## 町長の主な業務日誌 (1月1日～2月10日)

一〇日	九日	五日	二日	二月	三〇日	二九日	二七日	二六日	二〇日	二三日	一九日	一七日	一五日	一四日	一一日	
セレモニー	湘南シーレックス	中部福祉保健所	臨時庁議	宮平永治県議会議員	全国町村会定期総会（東京）	全国町村会常任理事会（東京）	全国市町村職員退職手当組合連合会	旧軍飛行場用地問題解決促進協議会	中央社会保険医療協議会（東京）	第七回県立病院の今後のあり方検討委員会	第七回県立病院の今後のあり方検討委員会	中部福祉保健所 救急医療議会	中部市町村会定例会	嘉手納町「平成十六年二〇歳のどい」	地域インフラネット開始式	嘉手納町「平成十六年二〇歳のどい」

## 町職員の給与等のあらまし

町民の皆さんに、職員の給与や職員の数について、  
そのあらましをお知らせします。

### ⑥行政職の級別職員数の状況(平成15年4月1日現在)

一般行政職の職員を給料表上の職務の級で分類すると次のとおりとなります。区分は「嘉手納町給与支給条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事補 技師補	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 主任主事 主任技師	係長 主任主事	課長 主任主事	部長 課長	
職員数	1	8	15	19	20	42	14	11	130人
構成比	0.8	6.1	11.5	14.6	15.4	32.3	10.8	8.5	100%
参考 1年前の構成比	2.3	4.6	12.2	13.0	10.7	35.1	14.5	7.6	100%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名のことです。

### ⑦昇給期間短縮の状況

給与条例に規定する普通昇給期間が経過する前に昇給したもののは数は次のとおりです。

区分		一般行政職
14年度	職員数 (A)	131人
	普通昇給期間(12月～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	19人
	比率 (B)/(A)	14.5%
13年度	職員数 (A)	128人
	普通昇給期間(12月～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	15人
	比率 (B)/(A)	11.7%

### ⑧期末手当及び退職手当の状況

町職員の期末手当は民間のボーナスに相当し、6月と12月の2回に分けて支給されます。支給割合は年間4.4ヶ月分です。(平成15年12月1日現在)また、退職金は退職時の給料に一定の支給率を乗じた額が支給されます。

期末手当・勤勉手当	嘉手納町			国			
	区分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	2.10月分	一月分	2.10月分	1.55月分	0.70月分	2.25月分	
12月期	2.30月分	一月分	2.30月分	1.45月分	0.70月分	2.15月分	
3月期	0.00月分	一月分	0.00月分	一月分	一月分	一月分	
計	4.40月分	一月分	4.40月分	3.00月分	1.40月分	4.40月分	
役職段階別加算	有			有			
支給率	区分	自己都合	勵奨・定年	自己都合	勵奨・定年		
支給率	勤続20年	21.00月分	28.875月分	21.00月分	28.875月分		
支給率	勤続25年	33.75月分	44.55月分	33.75月分	44.55月分		
支給率	勤続35年	47.50月分	62.70月分	47.50月分	62.70月分		
支給率	最高限度額	60.00月分	62.70月分	60.00月分	62.70月分		
支給率	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
支給率	退職時特別昇給	原則	1号給	退職時特別昇給	1号俸		
支給率	特別の勵奨退職者1～3号給						
支給率	平均支給額	22,580千円		-			

(注) 退職手当の一人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された額の平均です。

### ①人件費の状況(普通会計決算)

平成14年度の総予算に占める人件費の割合は、20.2%で、約15億8千万円です。

区分	住民基本台帳人口(14年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費(B/A)	(参考)13年度の人件費率
14年度	(15,331) 13,904人	千円 7,455,931	千円 225,062	千円 1,507,660	% 20.2	% 16.6

(注) 人件費(B)には、特別職に支給される給料・報酬等が含まれています。

### ②職員給与費の状況(普通会計予算)

平成15年度当初予算における一般職員の給与費(退職手当を除く)及び職員数は次のとおりです。

区分	職員数(A)	給与費			一人当たりの給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
15年度	177人	千円 763,924	千円 91,319	千円 329,084	千円 1,184,327	千円 6,691

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額です。  
3. 職員数(A)は普通会計に属する職員数です。

### ③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成15年4月1日現在)

一般行政職の平均給料月額と平均年齢を、国・県と比較したのが次の表です。

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
嘉手納町	346,400円	44.2歳
国	327,623円	40.5歳
沖縄県	345,500円	42.6歳

### ④初任給の状況(平成15年4月1日現在)

嘉手納町に採用された職員の初任給と、その職員が採用2年経過した場合の給料月額を国と比較したのが次の表です。

区分	嘉手納町		国	
	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒 171,500円	185,600円	大学卒 171,500円	185,600円
一般行政職	高校卒 139,500円	149,200円	高校卒 139,500円	149,200円

### ⑤経験年数別・学年別平均給料月額の状況(平成15年4月1日現在)

職員が採用されてから10年、15年、20年と経験を積んだ場合の平均的な給料月額は次のとおりです。経験年数は通常採用後の年数を指しますが、採用前に民間等での勤務経験がある場合は、規定の換算方法により経験年数に加算されます。

区分	経験年数 10年以上15年未満		経験年数 15年以上20年未満		経験年数 20年以上25年未満	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	270,300円	223,300円	325,500円	280,700円	375,600円	332,200円



## ⑨職員手当の状況

職員に支給される手当の主なものについての支給額、支給内容等は次のとおりです。

区分	内 容	国との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	①配偶者 14,000円 ②その他 * 2人目まで 6,000円 (配偶者がいる場合、その内1人については11,000円) * 3人目から 5,000円 ★特定期間の加算額 5,000円 (16歳年度から22歳年度までの扶養親族)	同	
主要3手当	[借家・借間] 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃月額が23,000円以下の場合 支給額 12,000円 ②家賃月額が23,000円を超える場合 (家賃月額 - 23,000) / 2 + 11,000円 ★支給限度額 27,000円 [持家] 月額 2,500円	異	[国の制度] ①支給方法及び支給対象者は同じ ②支給額 [借家・借間] 同じ [持家] 月額1,000円 但し、新築又は購入の場合は、5年間2,500円。
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、かつその運賃を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員で、通勤距離が片道1km以上の者に支給する。 ①交通機関利用者 1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額。但し、45,000円を超えるときはその額と45,000円の差額の2分の1を加算した額とする。 ②自動車等使用者 距離区分に応じて 月額3,300円~40,000円 (支給限度額40,000円)	異	[国の制度] 通勤距離が2km以上の者 ①交通機関等利用者 運賃月額45,000円までは実費 ②自動車等使用者 距離区分に応じて 月額2,000円~20,900円新幹線鉄道等を利用しているものについては、一定の条件下で20,000円を限度とする加算措置有。 ※支給限度額 50,000円
区分		全 职 种	
特殊勤務手当		職員全体に占める手当支給職員の割合	
		56.3%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額		25,500円	
手当の種類(手当数)		15種	
代表的な手当の名称		徴税手当、技術員手当	
時間外勤務手当	14年度	支給総額	24,650千円
		職員1人当たり支給年額	142千円
13年度		支給総額	31,842千円
		職員1人当たり支給年額	184千円

(注) 支給総額を、全職員数で除したものが職員1人当たり支給年額です。

## ⑩特別職の報酬等の状況

特別職等の給料や報酬は、職員と別の条例で制定されています。(平成15年12月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 783,000円
	教育長 600,000円
区分	
	報酬月額等
報酬	議長 310,000円
	副議長 258,000円
	委員長 247,000円
	議員 237,000円

区分	給料月額等
期末手当	6月期 1.8月
	12月期 1.7月
	3月期 一月
	計 3.5月
	6月期 1.8月
	12月期 1.7月
	3月期 一月
	計 3.5月

## ⑪定員の状況

部門別職員数の状況(平成15年4月1現在)

職員数は一般職に属する職員数であり、教育長を含みます。

区分	職員数(人)		対前年増減数			
	平成13年	平成14年	平成15年	平成13年	平成14年	
福祉関係を除く一般行政	議会 3	3	3			
	総務 51	56	53	2	5	△3
	税務 9	9	9	△1		
	農水 2	2	2			
	商工 4	5	5	△1	1	
	土木 12	10	11		△2	1
	小計 81	85	83		4	△2
福祉関係	民生 37	36	38	△8	△1	2
	衛生 10	10	9	△1		△1
	小計 47	46	47	△9	△1	1
一般行政計	128	131	130	△9	3	△1
特別行政	教育 42	43	45	△1	1	2
	消防 26				△26	
	小計 68	43	45	△1	△25	2
	水道 7	5	6		△2	1
公営企業等	下水道 2	2	2			0
	その他 8	8	9			1
	小計 17	15	17		△2	2
総合計	213	189	192	△6	△24	3

職員数の増減状況(平成15年4月1日現在)

部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
福祉関係を除く一般行政	総務 4	△7	△3	業務増による職員増、欠員補充、事務統廃合等による減
	土木 2	△1	1	事務増による職員異動増、欠員補充職員異動減
	民生 3	△1	2	事務の統廃合による職員増及び減
	衛生		△1	退職者不補充による減
特別行政	教育 4	△2	2	業務増による職員増、欠員補充、退職者不補充、異動減
	水道 1		1	事務増による職員増
	その他 1		1	事務増による職員増

嘉手納町役場 総務部 総務課

TEL 956-1111 (内線221, 222)

# 「沖縄県の飲酒運転の実態！」あなたは知っていますか？

## 1. 飲酒運転の検挙状況

昨年中の沖縄県下の交通事故死者数は、79人となり前年比18人増と大幅に増加し交通事故の発生件数及び負傷者についても、共に前年の発生件数を大幅に更新するなど、一段と厳しさを増している状況にあります。

県警の分析結果によると平成15年中の沖縄県における飲酒運転検挙件数は、8,056件で全交通違反検挙67,227件に占める割合は11.98%でダントツの全国ワースト1位であります。

県内では、交通違反車両100台のうち、12台は飲酒運転車両と言うことになります。

(県内の検挙状況と全国の対比)

	沖縄県	九州管区	全国
全交通違反	67,227	907,251	8,106,728
飲酒運転	8,056	27,129	175,730
構成率	11.98	2.99	2.17

## 2. 飲酒絡みの交通事故の発生状況（平成15年中）

(死亡事故に占める飲酒絡み事故の構成率の全国対比)

区分	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
沖縄県	27.9	29.9	48.9	33.8	53	33.8	45.3	38.2	34.7	29.5	36
全国平均	14.7	14.8	14	14	13.7	14.7	14.8	15	14.7	13	10.8

※ 上記のとおり平成7年に48.9%を占め全国ワースト1位となり、以来平成15年まで9年間ワースト1位が続いています。平成15年中の交通死亡事故79件に占める飲酒絡みの事故は、29件(36.7%)で前年対比して+11件(61.1%)と増加している。

昨年、嘉手納地区（嘉手納町・読谷村）でも3件の死亡事故が発生し内2件が飲酒絡みの事故となっています。

## 「飲酒店名を調査→指導強化」

県警では、今年から更に分析を詳細に進め違反者に対し、酒を飲んだ飲食店名を聞き取り、客に違反者が多い店舗には、調査結果を示し悪質な酒提供店に対する指導強化に取り組む予定です。

## 3. 居住地別飲酒運転検挙状況

### 飲酒運転検挙率（免許人口千人あたり比率）

読谷村が、県内ワースト2位・嘉手納町11位

※平成15年中の免許人口千人当たりの県内居住地別飲酒運転検挙者数

#### 【免許人口千人当たりの検挙者数】

順位	平成15年中		平成14年中	
	市町村	検挙者数	市町村	検挙者数
1	勝連町	13.91	具志頭村	20.44
2	読谷村	13.21	中城村	14.93
3	玉城村	12.29	東風平町	14.27
4	豊見城市	11.92	知念村	13.43
5	金武町	11.81	読谷村	13.18
6	宜野座村	11.60	嘉手納町	12.65
7	石川市	11.38	玉城村	11.93
8	佐敷町	11.36	本部町	11.73
9	国頭村	11.30	恩納村	11.72
10	知念村	11.22	宜野座村	11.43
11	嘉手納町	11.14	豊見城市	11.04

## 【お知らせ】

### 平成16年 春の全国交通安全運動の実施

平成16年4月6日(火)～4月15日(木)までの10日間

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

### 運動スローガン

「まだだよ 青信号で左右」

### 運動の重点

- (1) 自転車の安全利用の推進
- (2) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- (3) 飲酒運転の撲滅

## 平成16年度沖縄県町村交通災害共済の加入について

沖縄県町村交通災害共済組合は、沖縄県内の全町村で組織され「住民に対する交通災害共済事業」を行っております。沖縄県町村交通災害共済は、住民が交通事故による災害を被った場合に適切な給付を行い、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、加入者一人ひとりが相互扶助協力の精神に基づき見舞金（8等級1万円から1等級100万円）を送る共済事業です。

本趣旨をご理解いただき、ご加入くださるようお願いします。

### 1. 共済掛金 一人年間 500円

2. 共済期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日  
ただし、平成16年4月1日以降加入される方は、嘉手納町役場総務部総務課で加入申込書が受理された日の翌日から共済期間が始まります。

3. 申込場所 嘉手納町役場総務部総務課及び各区自治会事務所

4. 申込期間 平成16年2月1日から平成16年3月31日

### ※問い合わせ

嘉手納町役場総務部総務課行政係(内線228・229)



## 合同相談所開設のお知らせ

日時 平成16年3月18日(木) 午前10時～午後4時  
場所 嘉手納町役場エントランスホール

行政相談	人権相談	心配ごと相談	警察安全相談
<p><b>相談内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路、交通安全に関する相談。</li> <li>○老人保健、福祉に関する相談。</li> <li>○医療保険、年金に関する相談。</li> <li>○公害、環境衛生に関する相談。</li> <li>○公共施設に関する相談。</li> <li>○行政窓口サービスに関する相談。</li> </ul> <p>国、県、町の仕事に関する苦情や意見、要望等がありましたら、お気軽にご相談ください。</p> <p>行政相談委員（総務大臣委嘱） 伊禮宗金 水釜532番地1 TEL 956-3192</p> 	<p><b>相談内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ、体罰、児童虐待等の相談。</li> <li>○結婚、離婚、入籍等の戸籍に関する相談。</li> <li>○DV（パートナーからの暴力）、セクハラ等の相談。</li> <li>○相続、売買などの登記に関する相談。</li> <li>○借地、借家に関する相談。</li> <li>○金銭貸借に関する相談。</li> </ul> <p>住みよい社会を築くため「人権の番人」として、人権擁護委員はあなたの味方です。 秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。</p> <p>人権擁護委員（法務大臣委嘱） 上運天次郎 嘉手納406番地3 TEL 956-4743 松堂忠仁 嘉手納121番地2 TEL 956-2002 嘉手川千恵子 水釜562番地2 TEL 956-2583 玉城美佐子 屋良129番地1 TEL 956-2777</p>	<p><b>相談内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活が苦しい。</li> <li>○職業に関する相談。</li> <li>○結婚、離婚に関する相談。</li> <li>○健康、衛生、医療及び年金に関する相談。</li> <li>○心身障害者（児）福祉に関する相談。</li> <li>○母子、父子及び老人福祉に関する相談。</li> <li>○介護に関する相談。</li> </ul> <p>相談員は民生委員、児童委員があたり、皆さんの立場になって相談に応じ、適切な指導及び助言を行い問題解決のためにお力添えいたします。</p> <p>民生委員、児童委員（厚生労働大臣委嘱） 松堂忠仁 嘉手納121番地2 (職)TEL 956-2002 (自)TEL 956-3794 當間妙子 嘉手納205番地4 TEL 956-7087 新垣敏子 嘉手納439番地1 TEL 956-3405 南純子 水釜562番地2 TEL 956-8352 新垣敏子 嘉手納549番地 TEL 956-2811</p>	<p><b>相談内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害防止等に関する相談。</li> <li>○少年非行等に関する相談。</li> <li>○女性犯罪被害に関する相談。</li> <li>○暴力団に関する相談。</li> <li>○悪徳商法に関する相談。</li> <li>○交通事故に関する相談。</li> </ul> <p>被害にあわれた方に付き添い、悩みや不安を和らげたり、皆さんを支援する指定被害者支援要員が相談に応じます。一人で悩まず、勇気を出してご相談ください。</p> <p>指定被害者支援要員 TEL 956-0110</p> 

\*合同相談の日以外でも、常時、相談事業を行っております。相談、問い合わせ等がございましたら、上記の各相談委員へお電話ください。

### 平成16年度 春の青少年育成県民運動

期間：平成16年3月1日～平成16年5月5日（66日間）

メインスローガン：「育て！ ジンプナー21」

～地域からはぐくもう未来ある青少年～

季別スローガン

新しい門出にあたり目標をしっかりみつめさせよう。

#### 共通スローガン

- 明るく楽しい家庭づくりに努めましょう。
- 青少年の深夜はいかいをなくしましょう。
- 青少年の有害な環境をなくしましょう。
- 青少年を事件・事故・暴力団から守りましょう。
- シンデレラタイムを励行しましょう。
- 青少年のいじめをなくしましょう。
- 愛の一聲運動を積極的に展開しましょう。

〔毎月第3日曜日は家庭の日〕

親と子の心を結ぶ家族団らんの日をつくろう

春は、卒業・就職・進学など青少年の新しい門出の時期であり、希望に満ちた未来を切り開こうとする大切な時期である。すべての青少年が、それぞれの個性に応じた能力を十分に発揮できる社会を目指し、家庭、学校、地域社会、関係機関・団体などが連携し、各々の希望や進路にあった計画が立てられるよう、適切な支援を行い、青少年の健全育成が図られるよう県民総ぐるみの運動を展開する。



沖縄県・沖縄県教育委員会・沖縄県警本部  
沖縄県青少年育成県民会議・嘉手納町  
嘉手納町教育委員会・嘉手納町青少年センター  
嘉手納町青少年健全育成協議会

### 嘉手納町人材育成会 奨学金貸与希望者の募集について

みだしの件について、平成16年度の嘉手納町人材育成会奨学金貸与希望者を下記のとおり募集いたしますので、ご希望の方は必要書類をご準備の上、嘉手納町人材育成会（教育委員会 生涯学習課）へお申込み下さいますようお知らせ致します。尚、貸与は嘉手納町人材育成会の理事会において選考決定させていただきますので、ご了承下さいますようお願い致します。

記

1. 申込期間 平成16年3月15日（月）～4月30日（金）

2. 貸与条件

- (1) 保護者が本町に住民登録を有し、居住1年を越える者
- (2) 心身健全、且つ、成績優秀な者で、家計上学資の支出が困難な者
- (3) 他団体より学資の貸与を受けてない者
- (4) 国内外の大学生（短大生も含む）及び大学院生
- (5) 国内の専修学校生及び県内高校生

3. 添付書類等

- ① 合格証明書（在学者は在学証明書）
- ② 学業成績調書（在学者は現学校、新規入学者は前学校）
- ③ 健康診断書（本人）
- ④ 戸籍抄本（本人）及び住民票謄本（本人及び家族）
- ⑤ 資産証明書（本人及び家族）※15歳以上
- ⑥ 家族の所得証明書※15歳以上
- ⑦ 印鑑証明書（保護者及び保証人）

4. 貸与月謝 県外大学 40,000円 県内大学 25,000円  
県外専修学校 40,000円 高校生 10,000円  
県内専修学校 25,000円

※ 年間貸与額は大学生は月額×10ヶ月、専修・高校生は月額×11ヶ月となります。貸与方法は、3ヶ月分づつ銀行振り込みで年4回で行います。

5. 貸与金の償還方法について

卒業1年後より貸付金を無利子で、貸与月額の2／3額を毎月償還し、貸付金額を償還してもらいます。

6. 申込先

嘉手納町教育委員会 生涯学習課（人材育成会事務局）  
TEL 956-1111 内線311

## 講演会

### 村田兆治（元プロ野球選手）

平成16年3月19日（金）

場所：かでな文化センター

時間：6時開場/6時30分開演/入場料：500円

◎但し、小中高生は無料

お問合せ：生涯学習課TEL956-1111(内線311)

### 演題「全力投球・完全燃焼」

## 「ヤングネットワーク・ウイング 九州2004」の 参加者募集の概要について

### 1 事業の概要

九州8県の青年が、8泊9日の日程で中国・韓国を訪問し、現地でのホームステイや青年交流を体験します。

また、生活・文化・教育・交流、福祉・ボランティア、歴史・平和等の分野にわかれ研修を行うことで、訪問国に対する理解を一層深めることができます。

九州各県の青年たちと一緒に研修を行いますので、普通の旅行では得られないネットワークを作ることができ、これらの経験やネットワークを活かし、これまで参加した皆さんはそれぞれの地域や職場で様々な活動を行っています。

### 2 訪問先

韓国（ソウル） 中国（北京・西安）

### 3 研修日程

平成16年8月21日（土）～8月29日（日）

### 4 募集人員

（一般団員）県内在住の20～30歳 男女計28人

（班長）県内在住の30～40歳 男女各1人

### 5 事業内容

ホームステイ、テーマ別研修。訪問国青年および九州8県青年との交流、地域活動体験など

### 6 参加者負担金

一般団員 73,000円

班長免除

旅券取得経費、旅行障害保険料、県内事前・事後研修参加経費等が別途必要

### 7 募集期間

平成16年4月1日（木）～5月10日（月）

### 8 ホームページ

<http://www.ynw-kyusyu.org>

2月下旬公開予定

バナー等も準備していますので、是非ご覧ください。

### 9 問い合わせ先

沖縄県福祉保健部 青少年・児童家庭課（担当：富澤）

TEL 098-866-2174

## 4月マルチメディアセンター講習会

### ◎パソコン入門

パソコン初心者を対象にマウス・キーボード操作、簡単な文書の作成指導等を行います。

5名 4月5日（月）から4月22日（木）の月曜日と木曜日 全6回 午後2時から4時

### ◎ワード・エクセル基礎講座

マウス・キーボードの操作が可能な方を対象にワード・エクセルの基礎講座を行います。

10名 4月5日（月）から4月22日（木）の月曜日と木曜日 全6回 午後7時から9時

### ◎ビジネスパソコン講座

ワード・エクセルの基本を理解している方で、就職を目的としている方や仕事でパソコンを利用する方を対象に、ビジネス文書の基本、エクセル関数やパワーポイントなどの指導を行います。

10名 4月7日（水）から4月23日（金）の水曜日と金曜日 全6回 午後7時から9時

### ◎ホームページ作成講座

パソコンの基本操作が可能な方を対象に、ホームページビルダーを使用し、ホームページ作成講座を行います。

10名 3月30日（火）、31日（水） 全2回 午後7時から9時

問い合わせ先：嘉手納町マルチメディアセンター  
嘉手納町字水釜412番地  
Tel 956-1140 Fax 956-1145  
Email:info@kadenammc.jp

## 嘉手納町マルチメディアセンター パート職員募集!!

★内 容：嘉手納町マルチメディアセンター使用に関する事

\*マルチメディアセンターの使用受付、貸し出し及び使用料の請求、受取に関する事

\*マルチメディアセンターの庶務の補助に関する事

\*マルチメディアセンター内機種機器の使用及び指導の補助に関する事

\*事務室、一般室の掃除及び樹木管理に関する事

★業務時間：月曜日～金曜日（隔日勤務）  
午後5時から午後10時（5時間）

土、日曜日、初祭日

午前8時30分から午後5時

午後5時から午後10時の2交代制

★応募資格：嘉手納町在住者（嘉手納町に住所を有する方）

★雇用期間・条件：平成16年4月1日から  
平成17年3月31日  
勤務条件は嘉手納町臨時職員管理規定に基づく

★採用人員：若干名

★問合せ先：嘉手納町役場 情報政策課  
TEL 956-1111 (内線352)



## 平成16年度 小渕国際交流基金フェローシップ 事業の募集について

独立行政法人国際交流基金では、平成12年度から小渕国際交流基金フェローシップ事業を実施しています。

この事業は、地球的規模での課題やアジア・太平洋地域に共通する課題、あるいは、沖縄とハワイ間の協力拡大に資する課題等について研究する機会を提供する事を目的としてあります。

対象者は、沖縄県内の大学、研究機関、行政機関、メディア又は経済団体等で、原則として人文・社会科学分野の研究活動に従事している学者・研究者等です。(大学院生は除きます。)

1. 受入機関: 米国の東西センター(ハワイ州)
2. 派遣機関: 1ヵ月以上1年以内
3. 応募締切: 平成16年3月31日(水) 17:00まで
4. 問い合わせ先: 財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団人材育成課留学係

電話 (098) 941-6744 FAX (098) 941-6811

※募集要項・申請書は、財団ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.oihf.or.jp/>

## 労災保険制度

財団法人 労災保険情報センター(RIC)では、労災保険制度全般のご相談をお受けしております。相談は無料で秘密は厳守します。当財団は厚生労働省の委任を受けて相談業務を行っています。お気軽にご相談ください。

(RIC) 財団法人 労災保険情報センター  
沖縄事務所

住所 〒900-0032 那覇市松山1-1-19  
JPR生命ビル7F

電話 098-866-9011 FAX 098-866-9040  
フリーダイヤル 0120-726-031

Eメール z 47-okinawa@rousai-ric.or.jp

(RIC) 財団法人 労災保険情報センター  
ホームページ

<http://www.rousai-ric.or.jp>

## 主な国家公務員採用試験のお知らせ

☆人事院では、次のとおり国家公務員採用試験の募集を行います。

〈大学卒業程度〉				
試験名	受験資格	受付期間 〔申込用紙等配布開始日〕	第1次試験日 〔第1次試験合格発表日〕	第2次試験日 〔最終合格者発表日〕
国家公務員採用 I種試験	① 昭和46.4.2～昭和58.4.1生まれの者 ② 昭和58.4.2以降生まれで (1) 大学卒の者及び平成17.3までに大学卒見の者 (2) 人事院が(1)と同等の資格があると認める者	4月1日(木)～ 4月8日(木) 〔2月10日(火)〕	5月2日(日) 〔5月14日(金)〕	〔筆記〕5月23日(日) 〔人物〕5月27日(木) ～6月11日(金) 〔6月21日(月)〕
国家公務員採用 II種試験	① 昭和50.4.2～昭和58.4.1生まれの者 ② 昭和58.4.2以降生まれで (1) 大学卒の者及び平成17.3までに大学卒見の者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短大又は高専卒の者及びH17.3までに短大又は高専卒見の者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	4月14日(水)～ 4月23日(金) 〔2月10日(火)〕	6月20日(日) 〔7月16日(金)〕	7月27日(火) 8～12日(木) 〔8月31日(火)〕
〈高校卒業程度〉				
試験名	受験資格	受付期間 〔申込用紙等配布開始日〕	第1次試験日 〔第1次試験合格発表日〕	第2次試験日 〔最終合格者発表日〕
国家公務員採用 III種試験	昭和58.4.2(税務は昭和59.4.2)～昭和62.4.1生まれの者	6月22日(火)～ 6月29日(火) 〔5月10日(月)〕	9月5日(日) 〔10月8日(金)〕	10月14日(木) ～10月21日(木) 〔11月11日(木)〕

☆なお、上記以外の国家公務員採用試験のことや申込用紙の請求方法及び受験資格等の詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先: 人事院沖縄事務所 調査課 試験担当 TEL (098) 834-8400  
\*人事院沖縄事務所ホームページ <http://www.jinji.go.jp/okinawa/> もご覧ください。

\*広報平成15年12月号と平成16年1月号の野國總管コーナーに誤記がありました。掲載してお詫び申し上げます。

12月号の29行目「昭和10年代に」を「昭和に入ってから」  
1月号の3行目フリガナ「ハンショ」を「パンショ」、10行目  
「ギマエーカタシンジョウ」を「ぎまウェーカタしんじょう」、  
18行目「ギマベーチンシンシュウ」を「ぎまベーチンしんしゅう」  
「シブナ」を「ウミンタ」、19行目「フナコシチクドゥン」を  
「ふなこしチクドゥン」、22行目「タネガシマヒサキ」を「た  
ねがしまひさもと」、25行目「オウパンショ」を「きパンショ」  
「マウキ」を「こうき」、28行目「エーカタセイフ」を「ウェ  
ーカタせいふ」、29行目「シンジョウチクチクドゥン」を「ア  
ラグシクチクドゥン」に訂正いたします。

## ピヨピヨ写真館 32



あいり あんな  
愛理(左)・杏奈(右)/双子(女子)

生年月日

平成15年8月5日

あつし ちかこ  
(父) 加島 純 (母) 周子  
結婚12年目に生まれた

双子ちゃん

私達の宝、明るい元気な子に  
育ってね。

## 野國總管 コーナー 25

### 沖縄における甘藷の名称・種類 (3)

野國總管が導入した蕃薯はハンスと発音したのであるが、中国語では「ハンチイ」とか「ファンシ」  
というようである。その種類は朱薯といわれ、赤いも系統だったようである。その後、唐芋や黄蕃薯と  
いわれる品種が伝わってきたのである。五穀の補助や救荒作物として重要視された甘藷は忽ち民百姓の  
主食となっていました。その名称も1700年半ば頃からウムが主流となってきたようである。具志頭親方  
文若(葵温)、美里親方安満(毛秉仁)、伊江親方朝叙(向和聲)、北谷王子朝騎(尚徹)の連名で  
1734年に評定所から布達された『農務帳』には、甘藷のことを「はんつ芋」と記述している。当時の  
方音で「チ」は「チブル(ゆうがお)」を「ツブル」と表記するように「ツ」と表記するので中国語の  
ハンチを「はんつ」と記述したのである。1745年に金城筑登之親雲上和最が著した『寒水川村金城  
筑登之親雲上耕作方相試田地奉行所へ申出之條々』では「芋」と記述されている。1840年の大宜見間  
切の『耕作下知方並諸物作節附帳』では「いも」、1838年の『西村外間筑登之親雲上農書』では「芋」  
と記載されている。

いずれも標記では「芋・イモ」であるが、方音では「ウム」である。

さて、甘藷の種類であるが、1694年に黄色の蕃薯が導入され以後の甘藷の種類を『球陽』の記録から紹介する。球陽は1743年に編纂が開始され1745年に完成しその後も年代順に書き嗣がれ1876(明治9年)年にまで及び歴史書である。

#### 1 古知屋邑の名嘉真、親蕃薯を各署に流布す

(尚貞王39年、1707年)

金武郡古知屋邑の名嘉真、一日浜に往き潮を汲むや、忽ち一番薯葉は已に裂開し、色は紅にして常に  
異るを見たり、名嘉真深く之れを奇疑とし、即ち此薯を帶びて之れを宅地に植ゆるに、葉自ら茂盛し、  
実を結ぶこと夥多なり。熟するとき最も早、地の肥瘦を択ばず。亦能風寒に耐え凌ぎて、常に蕃薯に絶  
勝す。人皆来って其種を求め栽植をなす。之を名けて古知屋薯と曰ふ。辛亥(1731)の年に至り、恭  
しく褒美を蒙り、直ちに王冠に陞す。

#### 2 本年、赤田村密比屋根筑登之親雲上方登の農功を褒嘉して大米を賞賜す。(尚泰王4年、1851年)

方登素より農務に志して芋蔓の諸品を撮集す。大黒芋蔓を抜取し播くに其種を以てす。其生ずる所の  
蔓を以て多方に試植するや、その結果甚だ多く成熟亦早きこと、他芋蔓の可きにあらず、即ち其法を以  
て広く世に伝え、人をして饑饉に食用を供えしめ、益を貽すこと少なからず。是れに由つて朝廷大米三  
石起を賞賜し以て盛典を示す。

以上、『球陽』から2品種の記録を紹介したが、1838年の『西村外間筑登之親雲上農書』「木綿花  
しつけのこと仕付之事」の項に「4、5月の綿の間にこちや(古知屋)という品種の芋を間作してもよい」という記  
録からして、古知屋薯は100年以上も栽培されている長い品種だったことがわかる。

(文:宮平友介)



# 町民カレンダー

# ひと 未来かがやく交流のまち かでな

5						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	30	24	31	25	26	27
						29

日 六輝 旧暦	町の行事	家庭メモ
1 木 先勝 閏2・12	総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00~11:30 操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00~11:30 リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30~3:30	
2 金 友引 閏2・13		
3 土 先負 閏2・14		
4 日 仏滅 閏2・15	清明	
5 月 大安 閏2・16		
6 火 赤口 閏2・17	健康相談（出張相談） 中央区コミュニティセンター AM9:30~11:00	
7 水 先勝 閏2・18	嘉手納中学校入学式 嘉手納中学校体育館 AM10:00~	
8 木 友引 閏2・19	総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00~11:30 屋良・嘉手納小学校入学式 各小学校体育館 AM10:00~ 操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00~11:30 北区百の会 北区コミュニティセンター AM10:00~PM1:00 リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30~3:30	
9 金 先負 閏2・20	屋良・嘉手納幼稚園入学式 各幼稚園 AM10:00~	
10 土 仏滅 閏2・21		
11 日 大安 閏2・22		
12 月 赤口 閏2・23	健康相談（出張相談） 総合福祉センター4階 AM9:30~11:00 中央区あしひな 中央区コミュニティセンター AM10:00~PM1:00	
13 火 先勝 閏2・24	各区ゲートボール親善交流会（老人クラブ） 野國總管ゲートボール場 AM9:30~ 南区かりゆし会 南区コミュニティセンター AM10:00~PM1:00 3歳児健診（平成12年8月~9月生） 総合福祉センター3階 PM1:00~2:00	
14 水 友引 閏2・25	西浜区婦人検診 総合福祉センター4階 PM1:30~2:30 東区がんじゅう会 東区コミュニティセンター PM2:00~4:00	
15 木 先負 閏2・26	総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00~11:30 操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00~11:30 リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30~3:30	
16 金 仏滅 閏2・27	いきいきルーム（健康相談室）・乳幼児とその親（保護者） 子育て支援センターAM10:00~11:30 町内公園パトロール 各町内公園 PM3:00~	
日 六輝 旧暦	町の行事	家庭メモ
17 土 大安 閏2・28		
18 日 赤口 閏2・29		
19 月 先負 3・1		
20 火 仏滅 3・2	穀雨 東区集団健康診査 屋良地区体育館・図書室 AM9:00~PM3:00 西浜区ことぶきの会 西浜区コミュニティセンター PM2:00~4:00	
21 水 大安 3・3	東区集団健康診査 屋良地区体育館・図書室 AM9:00~PM3:00 西区ゆんたの会 西区コミュニティセンター AM10:00~PM1:00	
22 木 赤口 3・4	総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00~11:30 操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00~11:30 リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30~3:30 南区かりゆし会 南区コミュニティセンター PM2:00~4:00 北区百の会 北区コミュニティセンター PM2:00~4:00	
23 金 先勝 3・5	東区がんじゅう会 東区コミュニティセンター AM10:00~PM1:00	
24 土 友引 3・6		
25 日 先負 3・7	第10回比謝川鯉のぼりフェスタ 総合福祉センター・嘉手納漁港・比謝川河口一帯 AM9:40~PM5:00	
26 月 仏滅 3・8	健康相談（出張相談） 総合福祉センター4階 AM9:30~11:00 中央区あしひな 中央区コミュニティセンター PM2:00~4:00	
27 火 大安 3・9	総合栄養相談 町役場保健師室 AM9:00~11:30 各区グラウンドゴルフ親善交流会（老人クラブ） 町陸上競技場 AM9:30~	
28 水 赤口 3・10	西区ゆんたの会 西区コミュニティセンター PM2:00~4:00	
29 木 先勝 3・11	みどりの日	
30 金 友引 3・12		